

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市事務分掌条例の一部改正について

熊本市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織を設ける。

政策局

総務局

財政局

市民局

健康福祉局

環境局

経済観光局

農水局

都市建設局

都市政策研究所

第2条 前条に規定する組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策局

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政全般の総合的企画並びに重要な政策の立案及び調整に関すること。

- (3) 危機管理及び防災対策に関すること。

総務局

- (1) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 議会及び市の行政一般に関すること。

財政局

予算、税その他の財務に関すること。

市民局

- (1) 市民生活に関すること。
- (2) 区政に係る総合的調整に関すること。
- (3) 人権に関すること。

健康福祉局

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 社会保障に関すること。
- (4) 子どもの育成支援に関すること。

環境局

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関すること。

経済観光局

- (1) 経済に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 文化に関すること。
- (4) スポーツに関すること。
- (5) 競輪事業に関すること。

農水局

農林水産業に関すること。

都市建設局

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 都市開発に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。

(4) 道路その他土木に関すること。

(5) 河川に関すること。

都市政策研究所

政策の調査及び研究に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市社会福祉審議会条例の一部改正)

2 熊本市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

(熊本市保健衛生審議会設置条例の一部改正)

3 熊本市保健衛生審議会設置条例（平成 14 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

(熊本市精神保健福祉審議会条例の一部改正)

4 熊本市精神保健福祉審議会条例（平成 23 年条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

(熊本市障害者施策推進協議会条例の一部改正)

5 熊本市障害者施策推進協議会条例（平成 23 年条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

(熊本市子ども・子育て会議条例の一部改正)

6 熊本市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

(提出理由)

執行体制の再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。